

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則	○政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二〇	○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示する件	二三
訓令	○福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	二〇	○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	二三
告示	○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	二三	○肥料の登録の有効期間を更新した件	二三
	○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による変更の届出の取下げがあった件	二三	○肥料の登録が失効した件	二三
	○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	二三	○政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程	二三
	○県営土地改良事業計画を定めた件	二三	福島県選挙管理委員会	
	○土地改良法により換地処分をした件	二三	○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	二三
	○保安林の指定を解除する件	二三		

規則

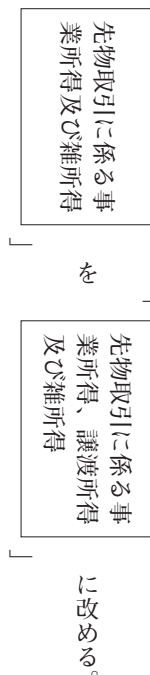
政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年三月十五日

福島県規則第十二号

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年福島県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中



附則

この規則は、公布の日から施行する。

(文書法務課)

福島県知事 佐藤 雄平

訓令

福島県訓令第一号

福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十三年三月十五日
本庁 機関
出先 機関
労働委員会事務局

福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(昭和五十八年福島県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

福島県知事 佐藤 雄平

福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

福島県職員安全衛生管理規程(昭和五十八年福島県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「胸部健康診断、結核健康診断」を「定期健康診断」に改め、「成人病予防健康診断」を削り、同条第三項中「胸部健康診断」を「定期健康診断」に、「すべての職員」を「全ての職員(人間ドック健康診断の受診の対象となる職員を除く。)」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を削り、第七項を第五項とし、同条第八項中「女子職員」の下に「(人間ドック健康診断の受診の対象となる職員を除く。)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第九項中「成人病罹患」を「生活習慣病罹患」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を第八項とし、第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とする。

別表胸部健康診断（間接撮影）の項中「胸部健康診断（間接撮影）」を「胸部健康診断（胸部X線検査）（間接撮影）」に改め、同表胸部健康診断（精密検査）・結核健康診断の項中「胸部健康診断（精密検査）・結核健康診断」を「胸部健康診断（胸部X線検査（精密検査）」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（職員業務課福利厚生室）

告 示

福島県告示第百四十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十三年三月六日救急病院として認定した。

平成二十三年三月十五日

名称 所在地 福島県知事 佐藤 雄 平
財団法人脳神経疾患研究所 福島市荒井北三丁目一―一三 平成二六年三月五日
属南東北福島病院 (地域医療課)

福島県告示第百四十三号

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件（平成二十三年福島県告示第二十号）により告示したジャスト黒岩店に係る届出について、平成二十三年三月四日付けで当該届出をした者から取下げの届出があった。

平成二十三年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平
(商業まちづくり課)

福島県告示第百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年三月十五日から同年七月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスト黒岩店 福島県福島市黒岩字浜井場五番地の一ほか

二 変更しようとする事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 駐車場の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

(二) 駐車場の収容台数

(変更前) 百九十七台

(変更後) 二百三台

2 駐車場の出入口の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

1 駐車場の位置及び収容台数
平成二十三年十一月五日

2 駐車場の出入口の位置
平成二十三年四月四日

四 届出年月日

平成二十三年三月四日

五 届出をした者

株式会社白石ショッピングセンター

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、五箇地区に係る県営集落基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年三月十六日から
年四月四日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

白河市役所

(農村計画課)

福島県告示第百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十三年二月二十八日大野第一地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
平成二十三年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄平
（農地管理課）

福島県告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成二十三年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除に係る保安林の所在場所
相馬郡新地町谷地小屋字大清水四九の九、四九の一
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（治山対策課）

福島県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容の要旨を次のとおり告示し、当該通知の内容を埒町役場の掲示場に掲示する。
平成二十三年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 所在の不明な者の氏名
小峰英之、下重宗正
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施設要件を変更する予定であること。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十三年福島県告示第九十一号）及び保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十三年福島県告示第九十二号）によること。なお、当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（治山対策課）

福島県告示第四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、いわき都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十三年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 新たに都市計画に含まれた土地の区域
いわき市のうち久之浜町久之浜字北荒蒔、久之浜町久之浜字沢目、久之浜町久之浜字立、四倉町字五丁目、四倉町字八丁目、四倉町字西四丁目、四倉町字和具、四倉町字町田、四倉町字田戸及び四倉町字田戸前の各一部の区域
- 二 都市計画から除外された土地の区域
いわき市のうち久之浜町久之浜字北荒蒔、久之浜町久之浜字立、久之浜町久之浜字館ノ山、四倉町字西四丁目及び四倉町字町田の各一部の区域
- 三 新たに都市計画に車線の数を定めた道路名
三・七・一二八号 久之浜港線
三・六・一六三号 新町田戸前線
- 四 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 五 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県告示第五百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十三年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称 広野町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 広野橋葉都市計画下水道事業（広野公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成十三年九月二十一日
- 四 事業施行期間 平成十三年九月二十一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 五 事業地 取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十六年福島県告示第九百二十四号）の事業地のうち双葉郡広野町大字折島県告示第九百二十四号）の事業地のうち双葉郡広野町大字折島字高倉、字大田川、字大平、字籬、字高萩、字関の上、字田中、字正木内及び字台山、大字上浅見川字沢目及び字切通、大字下浅見川字築地、字広長、字本町、字桜田及び字松下、大字下北迫字岩沢、字二ツ沼、字大谷地原、字新町、字東町、字東原、字西町、字上大吹、字腰巻、字前川原、字火ノ口、字久保

田、字北釜、字浜田、字苗代替、字折返、字宮田及び字岩作並びに大字上上北迫字代の各一部の区域を変更する。
使用の部分 なし
(下水道課)

公 告

公告第五十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
平成二十三年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他の 規格	氏名又 は名称	住 所	更新した 登録の有効期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
583	なたね 油かす 及びそ の粉末	5.0なたね 油かす 粉末	5.0	2.0	1.0	—	該当事項なし	増子二 郎 福島県郡山 市久留米6 丁目28番1 号	平成29年 3月3日
741	炭酸カ ルシウ ム肥料	53.0重 質炭酸 カルシ ウム④	—	—	—	53.0	その他の制 限事項は公 定規格のと おり	三共精 粉株式 会社 岡山県新見 市高尾2484 の24	平成29年 3月6日

(農業総合センター)

公告第五十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の登録は失効した。
平成二十三年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号	肥料の	保証成分量 (%)	その他	氏名又	住 所	失 効

(福島県)	種 類	名 称	アルカリ分	の規格	は名称	年月日
742	炭酸カ ルシウ ム肥料	53.0重質炭 酸カルシ ウムG50	53.0	その他の制 限事項は公 定規格のと おり	三共精 粉株式 会社 岡山県新見 市高尾2484 の24	平成23年 2月1日

(農業総合センター)

福島県議会

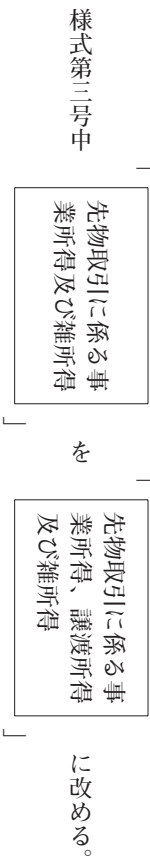
福島県議会告示第一号

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十三年三月十五日

福島県議会議長 佐藤 憲 保

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成七年福島県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。



この規程は、公布の日から施行する。
(総務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分

の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十三年三月二日現在において、次のとおりである。

平成二十三年三月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、一五〇

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三四二、九一四

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	選挙区
伊達郡	福島市
安達郡	会津若松市
岩瀬郡	郡山市
南会津郡	いわき市
耶麻郡	白河市
河沼郡	原町市
大沼郡	須賀川市
西白河郡	喜多方市
東白川郡	相馬市
石川郡	二本松市
田村郡	
双葉郡	
相馬郡	